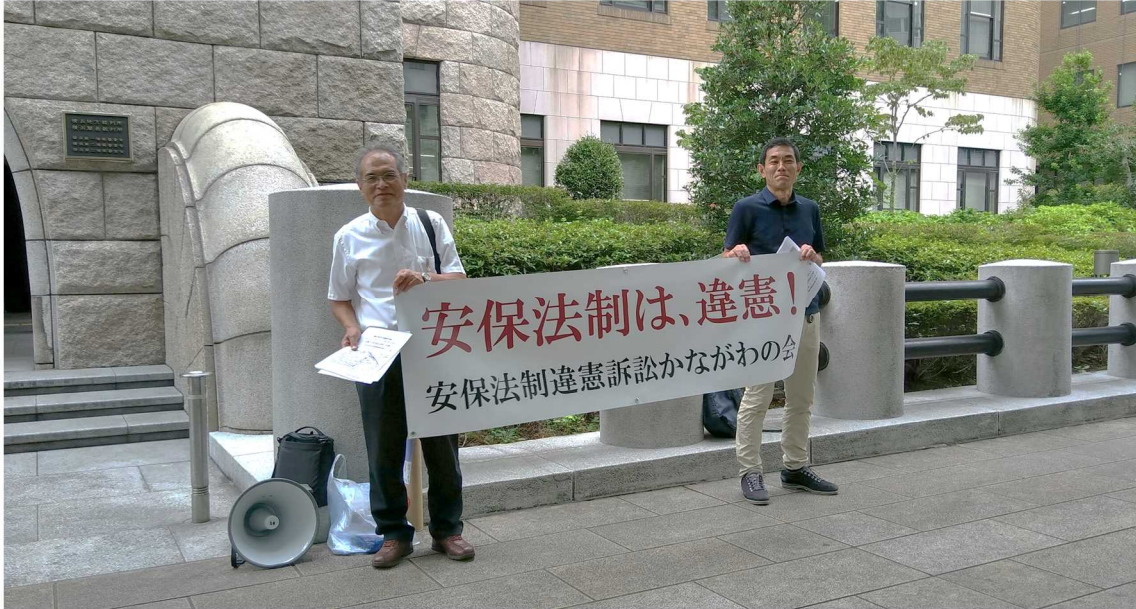


安保法制違憲訴訟

第4回口頭弁論



2017年11月9日(木) 10:00開廷

横浜地方裁判所 101号法廷

かながわ安保法制違憲訴訟の第4回口頭弁論が表記の日程で行われます。

安保法制が昨年3月29日に施行されて1年余りが経ちました。自衛隊員、日本、そして一人ひとりの市民が、憲法9条の禁止する「武力による威嚇又は武力の行使」に至りかねないたいへん危険な状況に直面させられています。

第4回口頭弁論においても、多くの方の支援をお願いいたします。

日時：2017年11月9日(木)

集合時間：9:15

(抽選があります)

場所：横浜地方裁判所・日本大通側

入口前。(関内駅下車徒歩10分。日本大通り駅徒歩1分)

※口頭弁論終了後、10:45~12:00「裁判報告集会及び憲法問題交流会」を関内ホール 小ホールにて行います。

安保法制違憲訴訟かながわの会

連絡先：神奈川総合法律事務所 (TEL) 045-222-4401 (担当) 福田 護

横浜合同法律事務所 (TEL) 045-651-2431 (担当) 関守麻紀子

安保法制違憲訴訟 第3回口頭弁論 報告

(2017年7月27日)

～安保法制は、立憲主義に反するのみならず、民主主義の乱用そのものである～

(岩井知大弁護士の陳述から)

安倍首相は、2015年4月、米上下院合同会議で新安保法制法の成立を公約し、閣議決定の上、法案を国会に提出しました。同年の6月4日の衆議院憲法審査会での参考人質疑では、3人の憲法学者らも、「新安保法制法案は違憲である」と言明しました。衆議院特別委員会での審議が開始されてから約1ヶ月間に、答弁不能で審議中断が54回に上り国民に対する十分な説明がなされていないにも関わらず、7月16日、新安保法制法が衆議院本会議で採決が強行されました。

参議院本会議では、憲法学者らが一致して「砂川事件最高裁判決は、集団的自衛権の根拠にはならない」と指摘し、政府側の答弁不能による審議中断が繰り返され、審議の中断は114回に及びました。また、安倍首相は、米艦船輸送中の邦人保護やホルムズ海峡における機雷除去を例に集団的自衛権を主張しましたが、その説明は完全に破綻しました。それにも関わらず、9月19日、異常な混乱と怒号の中での参議院安保法制特別委員会と参議院本会議で強行採決により可決されました。

このように、新安保法制法の制定過程は、新安保法制法の内容に反対する国民・市民に対して、納得を得るような審議を尽くしたものととは到底言えないものです。

～安保法制法の制定による原告らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の侵害が、具体的危険性をもって裏付けられる～

(福田 護弁護士の陳述から)

新安保法制法が昨年3月29日に施行されて1年余の間に、以下に示すように、憲法9条の禁止する「武力による威嚇又は武力の行使」に至りかねない危険な状況に、自衛隊員、日本、一人ひとりの国民・市民を直面させています。

1. P K O 駆け付け警護等の問題について

南スーダンへの自衛隊派遣部隊が毎日作成して陸上自衛隊中央即応集団司令部に報告していた「モーニングレポート」には、昨年7月8

日から11日の首都ジュバにおける政府軍と反政府軍との間の「激しい銃撃戦」や「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」など、現地の具体的状況が記載されていました。さらに、国連P K O司令部近くのテラインホテルでは、多数の外国人援助関係者らが政府軍の攻撃によって殺傷など非人道的な被害を受ける事件も発生していました。これらの事実は、P K O 5原則等がもはや妥当しないことを示しています。

2. 米軍の武器等防護の実施について

去る5月1日から3日にかけて、アメリカと北朝鮮の対立関係が緊迫化し、アメリカの空母打撃群が北朝鮮に圧力を加えるために日本海に展開する状況の下で、防衛大臣は自衛隊最大級の護衛艦に、米艦補給艦に対する警護を発令、実施させました。これは北朝鮮に対し、日本が米軍の支援者としてその軍事的対立者となる立場を鮮明にしたものです。

(原告の意見陳述 1)

1950年に小学校に入学した「愛国少年」であったが、大岡昇平原作『野火』の、有無を言わせぬ軍国的精神主義、大日本帝国の滅亡、飢えた兵士達相互の人肉食などの悲惨な事実に衝撃を受け、何のために戦争をしたのか、歴史教師として40余年、問い続けてきました。裁判所には、勇気を持って、「その良心に従い独立してその職権を行う」よう強く希望します。

(原告の違憲陳述 2)

30年間大学で憲法を教えてきました。2人の子どもを持つ母親でもあります。安保関連法により、私の学生や子どもたちが戦闘の中で理不尽にいのちを奪い、また奪われるようになることは、耐え難い大きな精神的苦痛を覚えています。戦前の日本のように、戦争の中で他者の命を奪い、また、自己の命を落とすような人間にするために学生達を教育してきたわけではありません。安保関連法は、私が教えてきた大学の学生や私自身の子どものような若者の平和的生存権を現に侵害し、同時に、その親や教員の平和的生存権も侵害しています。平和的生存権は、裁判規範性を持つ基本的人権の一つであり、「違憲」の判断をお願い申し上げます。